

京都市情報公開審査会答申第87号の概要

答申年月日	平成21年1月23日
請求内容	職員団体役員名簿
所管課	人事委員会調査課
所管課の決定	非公開決定
所管課の主張	<p>1 条例第7条第1号に該当することについて</p> <p>ア 氏名及び職名は、職員録や広報資料など他の情報と合わせれば、個人を識別することができ、あるいは、個人が識別され得る情報である。</p> <p>イ 職員団体への加入、その組織・運営への関与は、当該職員の公務と離れた私的な行為であり、かつ、当該職員個人の自由意思に委ねられている事柄であることから、結社への参加や思想信条に関するものであり、プライバシー情報である。</p> <p>ウ 職務専念義務の免除については、その義務を免除するにふさわしいとの任命権者の判断に基づいて行われるものであり、その意味で公務に関連するということができるとしても、そのことによって職員団体の活動自体が公的な側面を有することにならない。</p> <p>2 条例第7条第2号に該当することについて</p> <p>ア 職員団体が併存し、それぞれの規約に掲げる目的に従って活動しており、このような中、本件公文書を公開して職員団体の内部情報を明らかにすることは、これら職員団体の競争上の地位等正当な利益を害することは明らかである。</p> <p>イ また、本件公文書は、国における人事院と同様、第三者機関である人事委員会の確認、公証を得るために提出されるものであって、その制度趣旨からは公開を予定しているとはいえず、本件公文書が公開されないという職員団体の正当な利益を害することも明白である。</p> <p>ウ 役員選挙に当たっての規則を定めている職員団体においては、職員団体が設置する選挙管理委員会から、選挙前には役員候補者の氏名、所属その他必要事項が、選挙終了後にはその結果が当該職員団体の構成員に対して公示されることとなっているが、職員団体の性質から考えれば、構成員以外の者に対して公開することは考えられない。</p>
不服申立人の主張	<p>1 行政等の情報を知る権利は、憲法上の当然の権利として保障され、条例はこれの具体的制度化である。公開を拒むことは、この趣旨に反し、原則的に許されない。</p> <p>2 職員団体が存在することは、当該団体と市当局との間に適度な緊張関係が生まれ、開かれた公正な市政を推進するうえで不可欠であるがゆえに、職員団体が市当局に便宜を図ってもらい、その結果癒着するようなことがあってはならない。</p> <p>3 今回の情報公開請求の目的は、職員団体の役員のうち、休職専従役員を除いた役員の勤務状況を調査することであり、市当局の便宜供与の一つに、休職専従役員でなく、給与を支給されながら、専ら職員団体の活動に重点をおいている役員の問題がある。市当局は闇専の問題はないと明言するが、当該役員の氏名と所属が分かれば、出勤調査ができ、問題があれば、市当局に改善を求める必要が生じてくる。</p> <p>4 平成18年度の職員録では職員団体の役員の名及び所属が判明できるように記載しているが、平成19年度の職員録から同記載が削除されている。人事委員会がプライバシー情報だと指摘し、同記載を削除させたのではないか。</p> <p>5 条例第7条第1号に該当することについて</p>

	<p>(1) 職員個人の職員団体への加入等の公開を請求しているわけではない。あくまで、公証される職員団体の役職員の「氏名」及び「所属」のみである。</p> <p>(2) 専従退職者でない本部役員は公的な職務にあたる者であり、組合活動において、①適法な交渉に参加する場合、②職員団体の会議のうち、当局と適法な交渉を行うために特に必要と認められるものに出席する場合に限り、職務専念義務を免除されており、職務専念義務を免除する行為は公務であり、同号に該当しない。</p> <p>6 条例第7条第2号に該当することについて</p> <p>(1) 実施機関は公文書公開請求の内容は、「氏名」及び「所属」のみであることを認識しながら、あたかも異議申立人が「役職名、職員の種類、役職者の人数、役職に就いている者の氏名など専ら職員団体内部の人事・組織にかかわる情報」を請求しているかのごとく大袈裟に述べたてるのは不誠実極まりない態度である。</p> <p>(2) 役員選挙について、現実には各部署の壁やロッカー等にポスターを掲示するなど公開されているのであり、実施機関の主張は事実を知らないか、故意に知らない振りをする不誠実者のそれである。</p>
<p>審査会の判断</p>	<p>1 本件公文書について</p> <p>職員団体は、地公法に基づき、理事その他の役員の氏名及び登録条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会に登録を申請することができる。本件公文書は、職員団体が実施機関に対して提出した職員団体登録申請書又は職員団体登録事項変更届に添付された役員名簿である。当該名簿には役員の氏名、住所及び職名欄があり、各役員ごとに記載されていることが認められる。</p> <p>2 条例第7条第1号に該当することについて</p> <p>(1) 一般に、職員の職員団体への加入ないしその組織・運営への関与に係る情報は、公開することにより、職員の結社への参加や思想信条に係る自由な意思形成に対して、委縮効果を及ぼすなどプライバシーを侵害しないとはいえない。</p> <p>(2) しかしながら、職員団体への関与度が強く、かつ組合活動の代表窓口である「役員」とそれ以外の「一般の組合員」の情報とを同一の基準で共にプライバシー性が高いと判断することは妥当ではない。役員の情報については、情報公開コーナーに配架されている職員録に記載されていた事実や、役員選挙前には役員候補者名を記載したビラを配布し、ポスターに掲示され、役員選挙後は役員名が公示されるなど職場内での周知という限定された範囲のものであるとはいえず、秘匿性の高い情報として取り扱われていない慣行などを鑑みれば、通常他人に知られたくない情報とは認められない。</p> <p>(3) また、市民の側からみれば、公務員の組合活動は公務員の服務や勤務条件に関わることであり、市民の正当な関心事であると考えられることから、少なくとも組合活動の代表窓口である役員情報を公開する要請は高いものと認められる。</p> <p>3 条例第7条第2号に該当することについて</p> <p>(1) 一般に、職員団体の交渉権や団結権は正当な権利として保障されるべきものであり、これらの権利に係る被侵害可能性は慎重に検討すべきものといえる。</p> <p>(2) しかしながら、本件で異議申立人が公開を求めているのは、専従役員以外の役員についての氏名及び所属名の各記載事項であり、職員団体内部の情報全てを求めているものではもとよりない。また、当該情報は、当該団体の正当な利益を明らかに侵害するとは到底いえない。</p>